

かすみがうら市議会産業建設委員会会議録

令和6年11月5日 午後 1時18分 開 議

出 席 委 員

委 員 長	佐 藤 文 雄
副委員長	鈴 木 貞 行
委 員	岡 崎 勉
委 員	石 澤 正 広
委 員	塚 本 直 樹

欠 席 委 員

な し

委 員 外 議 員

な し

出 席 説 明 者

都市建設部長	稲 生 政 次
上下水道部長	槌 田 浩 幸
道 路 課 長	酒 井 宏
上下水道課長	瀧ヶ崎 卓 也

出 席 書 記 名

議会総務課係長	宮 城 恭 子
---------	---------

議 事 日 程

令和6年11月5日（火曜日）午後 1時18分 開 議

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 市道8-0381号線歩道整備事業の中止について
 - (2) 水道事業広域連携について
 - (3) その他
3. 閉 会

開 議 午後 1時18分

○佐藤文雄委員長

どうもご苦労さまです。皆さんおそろいになりましたので始めさせていただきます。
委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
それでは、ただいまから産業建設委員会を開きます。
傍聴者はおりませんね。
次に、書記を指名します。
議会総務課、宮城係長を指名いたします。
本日の日程は、会議次第のとおりであります。
それでは、早速本日の日程事項に入ります。
初めに、1、市道8-0381号線歩道整備事業の中止についてを議題といたします。
説明を求めます。

○都市建設部長（稲生政次君）

市道8-0381号線歩道整備事業の中止について説明申し上げます。
こちらの歩道につきましては、4月22日に開催されました全員協議会におきまして、本事業について
拡幅をして歩道を整備するというような内容でありましたが、地権者の同意が得られないということが
ありましたので、現道のまま、一方通行で歩道整備するような事業に見直して、今後進めたいというこ
とを報告いたしました。
本日については、その後の事業の進捗の経過についてになります。
詳細については、道路課長からご説明申し上げます。

○道路課長（酒井 宏君）

それでは、資料に沿って説明させていただきます。
1、概要ですけれども、部長のほうから説明があったとおり、道路用地拡幅による歩道整備を断念し、
歩行者の安全確保を図るため、交通規制により現道内で歩道整備することについて周辺住民の意向調査
を実施することで進めてまいりました。
結果、過半数の者から交通規制に反対の意見があったため、当該事業を中止することといたしました
ので報告するものです。
次に、2番、意向調査の結果。
調査期間、令和6年8月28日から令和6年9月4日まで、戸別訪問で実施いたしました。

回答者、沿線住民及び関係区長 2 人、合計21人。

調査結果、「反対」13人、「賛成」7人、「分からない」1人という結果となっております。

3番、今後の代替措置といたしまして、初期対応として、現状、速度規制標識の設置箇所が適切でないことから分かりづらい状態となっているので、関係部署と調整し改善いたします。あわせて、路面標示についても検討いたします。

また、生活道路における事故抑止を図るため、改正道交法施行令が閣議決定されました。内容といたしましては、2026年9月1日から速度規制がかかっておらず、中央線などもない一般道路の法定速度上限を60キロから30キロに引き下げとなっております。この当該道路につきましても、今後の交通状況を注視するとともに、必要があれば関係部署と連携し、さらなる規制について検討を行ってまいりたいと考えております。

○佐藤文雄委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○石澤正広委員

現在40キロ規制になっているんですか。

○道路課長（酒井 宏君）

石澤委員のおっしゃるとおりです。

○石澤正広委員

40キロ規制で、あそこを通ると私も感じるんですけども、短い距離で40キロというと30キロ規制のほうがいいのかという気はするんですね。その辺今後関係機関とも協議しながら、40キロ規制のままでもいいのか、それとも30キロ規制がいいのかということを考えていただきたいと思います。お願いいたします。

○佐藤文雄委員長

3の今後の代替措置にも関係すると思うんですね。2026年9月1日からという速度制限の問題が、60キロから30キロ範囲内ということになっていますが、そのようなことも関わって検討するということなのか、それも併せて説明していただけますか。

○道路課長（酒井 宏君）

ご指摘があった道路ですけれども、現在40キロ規制ということで道路の標示がなされているのですが、2026年9月1日から60キロから30キロというのは、現在、40キロで規制があるものはそのまま40キロ規制ということで、そういう規制がない、センターラインもない道路は30キロ規制にしますよというようなことなので、石澤委員がおっしゃられたように、規定後も飛ばしたりする方が多い場合には、関係部署と協議して30キロ規制にするとか、検討してまいりたいと考えております。

○鈴木貞行副委員長

委員長を代わります。

○佐藤文雄委員

この一方通行ということ自体、この前言われたんですが、我々もあそこを一方通行にすると、今度もう一方の一方通行の場所がなくなると、そういう意味では、非常に不便になると述べたのですが、もともと両側に歩道をつけるという予定だったのですか。全然我々分からなかったのか、両側に歩道をつけるための拡張の用地交渉をやっていたのですか。いつ頃やっていたのか教えていただけますか。

○道路課長（酒井 宏君）

両側ではなく片側、片側の歩道整備ということで用地を広げて、歩道整備をしましょうということで用地交渉を始める前に、地元説明会を行った結果、賛成するのは困難ですというような話が何人かいましたので、それでこのまま進めてもということなので、それに代わるものとして交通規制ということで進めてはどうかということになりまして、7月22日、全員協議会に報告させていただいて、その後、意向調査を実施しまして、今回このような結果となった次第でございます。

○佐藤文雄委員

ということは、片側の歩道整備をすると、でも、片側は用地交渉がうまくいかなかったということなので、一方通行にしてはどうかというふうなアイデアで、また、今度は地元の人に説明をしたら、説明の中では圧倒的に反対の声があったということだということですよ。

○道路課長（酒井 宏君）

佐藤委員のおっしゃるとおりです。

○佐藤文雄委員

それで、この人たちのほうは、一方通行という話と、もう片方の話まで、案としてはあったんですか。もう一方通行になれば、必ず一方通行で出なくてはいけないと思うんだけど、そういうもう一方の行くほうの一方通行はどうか、来るほうの一方通行についても構想はあったんですか。

〔「市のほうで」と呼ぶ者あり〕

○佐藤文雄委員

本市のほうで。

○道路課長（酒井 宏君）

正式ではないのですが、一方通行にして、今度帰ってくる道路がないというようなこともあるので、戻ってくるようなイメージのところは検討しておりました。一方通行に対して、逆から入ってくる一方通行規制ということで、こういうところがいいかなというのは検討をしていました。

○佐藤文雄委員

検討はしたけれども、なかったということですね、ということは。検討はしたのでしょうか。こちらのほうは一方通行にしたら、必ず一方通行、入りがあったら出がありますよね、一方通行は。そのもう一方の一報通行については、検討はしたと言っているんですが、検討した結果は出たのですか。

○道路課長（酒井 宏君）

検討した結果は出していないです。まずは、ここの8-0381号線で交通規制が可能かどうかというのがまず第一にありましたので、これがいいよということになれば、次の帰ってくる一方通行、道路規制というのは公表すべきなのかなと考えていました。

○佐藤文雄委員

了解です。

○鈴木貞行副委員長

では、委員長を代わります。

○佐藤文雄委員長

ほかにありますか。

○岡崎 勉委員

幅員はどのくらいあるんですか。

○佐藤文雄委員長

幅員は、だから道路と歩道だね。

○岡崎 勉委員

今の道路の幅員。

○佐藤文雄委員長

今現在の幅員で歩道。その幅員はそのまま、歩道の全体像が分からないということです。

○道路課長（酒井 宏君）

およそ6.4メートルです。

○佐藤文雄委員長

6.4メートル。

○岡崎 勉委員

そうすると買収するところ、買収するのは目の前だよな。例えば片側歩道を造った場合には、幅員というのはどのくらい必要なのか、2メートルとか3メートルとか必要なのか。

○佐藤文雄委員長

歩道の幅員ですか。

○岡崎 勉委員

歩道の幅員ね。

○佐藤文雄委員長

歩道の幅員は、現状のまま6.4メートルのまま歩道を幅員するのか、それとも6メートルにして幅員を2メートルにするのかとか、そういう構想をちょっと話していただけると分かると思うんですが、いかがですか。

○道路課長（酒井 宏君）

計画幅員は、全体で7.8メートル、車道が6.3メートル、歩道が1.5メートルというような計画です。

○佐藤文雄委員長

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤文雄委員長

それでは、以上で、ほかになれば、これで終わりたいと思います。

本件を終了いたします。どうもご苦労さまでした。

部署の交代をお願いします。

暫時休憩いたします。〔午後 1時31分〕

○佐藤文雄委員長

会議を再開いたします。〔午後 1時32分〕

次に、水道事業の広域連携についてを議題とします。

説明を求めます。

○上下水道部長（槌田浩幸君）

それでは、水道事業の広域連ということで説明をさせていただきます。

毎年、産業建設委員会の委員の皆様方には説明をさせていただいているところではございますが、広域化について、今後、入る、入らないの判断をしていくような時期となっておりまして、現時点での広域連携についての状況を説明させていただきたいということで、説明させていただくこととなりました。

詳細については、瀧ヶ崎課長のほうから説明をさせていただきます。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

それでは、水道事業の広域連携について説明をさせていただきます。

今ありましたように、今回の説明については広域連携の概要について、説明をさせていただきまして、財政シミュレーション等のメリット等の説明が整い次第、また産業建設委員会、全員協議会で説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1 番目、広域連携の背景について説明させていただきます。

こちらにつきましては、令和元年、水道法の一部改正がありました。こちらにおいて、水道基盤の強化を図るということで、県及び市町村は、水道事業者間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないということが示されました。

それに基づきまして、令和4年2月に茨城県で茨城県水道ビジョンを作成し、水道連携の推進を位置づけております。こちらは、将来30年後は県内水道事業を一元化して、1 県 1 水道（事業統合）を目指すとなっております。

令和5年3月に、そちらの広域連携の指針としまして、茨城県水道事業広域連携推進方針を示しているところでございます。こちらに基づきまして、茨城県において広域連携を進めていくという状況となっております。

続いて、2 番、広域連携の目的について説明いたします。

こちらは、水道事業の課題としまして、現在、人口減少に伴う水道料金収入の減少、老朽化施設の更新に伴う膨大な費用、水道事業を支える人材不足などの課題が上がっております。市町村単独での対応、運営することは限界があることから、将来にわたって水道サービスを持続可能なものとするためには、水道施設の効率的運用、経営面でのスケールメリットの創出、人材確保などを可能とする広域連携が推進される、有効であるとされております。

続いて、3 番目、こちらの地図がありますけれども、こちらが現在の県水の大きく分けて4つの広域圏で水道の水を供給しております。かすみがうら市につきましては、霞ヶ浦地区が黄色いエリアの県中央広域圏から水を供給していただいております。千代田地区につきましては、青いところ、県南西広域圏から水を受水しております。それぞれ県中、県南西広域圏と水道料金の基本料金は異なっているところでございますが、広域化になることによって、千代田地区の給水は昔の新治村にある新治浄水場というところから受水しておりますが、そちらの施設が廃止になるということで、千代田地区についてもこの黄色い部分の県中央広域圏から水を受水するという流れになる見込みであります。

続いて、2 ページをお願いします。

広域化された場合の水源のイメージとしましては、真ん中にあります県中央広域圏用水、こちらが現在霞ヶ浦地区の県用水となっております。左の県南西広域圏用水、こちらが今お話しした千代田地区の県用水となっております。こちらの新治浄水場の廃止に伴って、真ん中の県中央の用水から千代田地区も水を受水するという流れとなっております。右にあります地下水につきましては、段階的に県の水に切り替えていくというようなイメージでいるところでございます。

5 つ目の広域連携のメリット・デメリット。

大きなところとしましては、県中央広域圏の契約水量、今、県北広域圏であります常陸大宮市、常陸太田市、城里町、そういったところも県中央広域圏の用水を受水する方向でおりますので、県中央の契約水量が増加することによって、受水費の基本料金、使用量の単価の減少が見込まれております。また、浄水場の施設の統廃合によって、維持管理、動力費、施設の更新費の減少が見込まれるというところがメリットとなっております。

また、水道広域化の事業や運営基盤強化の老朽化の更新工事、そういったものに国の交付金が充てられるということで、交付率は3分の1となっております。

また、災害時における緊急時における断水、大規模漏水においては、広域連携によって同じ広域圏内の市町村との連携によって対応が可能になるというところがメリットの内容となっております。

デメリットとしましては、協定団体が少なかった場合には、契約水量が増加しないという場合に、その分の受水費の減額幅が少なくなるというところと、全水量を県水にした場合の災害時における水の供給といったところが懸念されるところかなというふうに思っております。

また、議会が県議会となることから、各団体単位の意見が通りにくくなるということが想定されているところでございます。

続いて、3ページをお願いします。

こちらが広域連携の一連の流れの図となっておりますが、現在、県のほうでは本年度2月に基本協定の締結を目指しているというところでございます。12月に、各団体の要望調査をしまして、2月に協定を結ぶ。結べない場合には、最終、来年度の令和7年度中に協定を結ぶというのが期限となっております。それ以降には、広域化に入れないという県のほうの意向を聞いております。その後、5年以内に経営の一体化というふうになっておりますが、ここは茨城県としては3年以内を目指しているというところでございます。その後、将来的には事業統合、これによって県内の料金を統一させると、一本化するというような内容で県のほうで動いているところがございます。

この経営の一体化というものはどういうことなのかというところなのですが、こちらは、予算については県の予算になるんですが、大きな予算、県の予算がありまして、その下に各市町村の予算がセグメント分けされて張り付くようなイメージとなります。予算としては、予算の組み方は今の予算とあまり変わらない予算の組み方になるというふうに考えております。水道料金については、事業統合までは各市町村ごとの料金体系となりますので、料金の見直し等は各市町村ごとで行うということになります。

職員の身分につきましては、市町村から県への派遣職員という差がございます。身分は変わりますが、事務員の体制は今と変わらないようなこととなりますので、漏水とかの緊急対応については今の職員が行うということになると考えております。

事業統合は、先ほどお話しした料金の一本化、そして予算も県の予算として一本化され则认为しております。今回の広域連携の最大のメリットとしましては、施設の最適化が1つ大きなところであると考えています。霞ヶ浦浄水場、下稲吉第2浄水場、志筑野寺浄水場と、かすみがうら市は3つの浄水場を抱えておりますが、霞ヶ浦浄水場と下稲吉第2浄水場を配水場、県から水を受けて、それを各家庭に流すというような配水場としての施設に切り替えることで、将来の更新の費用を抑えることができるということと、2つ目として、広域化の事業に対する国の補助金が3分の1入りますので、耐震化や老朽化の対策にも交付金が充てられるということで、こちらが大きなメリットになるかと考えております。

また、受水費の単価、財政シミュレーションが出ないと、この協定を結ぶのが、かすみがうら市にとって本当にいいのかどうかというところが大きな判断になってきますので、今そちらは県と協議をして、基本料金等の最終的な金額が示されれば、当市としてのシミュレーションを行ってお示ししたいと考えております。

県水の基本料金、使用料が一番影響が大きいことから、県中央広域圏の連絡協議会においても受水費の料金の値下げを要望して知事に上げているところです。本市においても、引き続き料金が安くなるよう要望活動を行ってまいります。

○佐藤文雄委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○岡崎 勉委員

これは、県内の水道料金の差というのは、相当あるんですか。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

1 ページにあります茨城県の地図の中の黄色い部分、県中央広域圏の料金の基本料金なんですけれども、こちらが2,020円、青い部分の県南西広域圏のところが1,850円、こちらは県からの受水費の金額、あと、それぞれの市町村の使用人から頂く料金体系は、それぞれの市町村によって料金が違いますけれども、かすみがうら市は県内で22番目、大体真ん中ぐらいの料金の位置づけとなっているところです。

○佐藤文雄委員長

13口径で20キロの場合でしょう。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

はい。

○佐藤文雄委員長

見てみれば、高いというのが分かるよ。

○岡崎 勉委員

例えば統合したときに、ずっと安くなるとか、設備とか配管とかいろいろいいと思うんだけど、価格の問題がどうなるのかと一番心配するんだよね。

○佐藤文雄委員長

価格の問題、水道料金の問題が一番心配だということなんですけれども。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

料金体系につきましては、結局、水源になります県の受水費が安く抑えられれば、使用者の負担も減るというのがありますので、今、県中央広域圏が2,020円ですけれども、こちらがより多くの市町村が県中央広域圏に入れば、その単価が下がるということになるかと思います。ですので、ほかの団体の動向もちょっと見なければならぬと思うんですけども、そこは県のほうに金額の、ほかの県南西広域圏とかそういったところとの差が開かないように設定をしていただきたいということで要望していきたいと思っております。

○佐藤文雄委員長

あと、ほかにありますか。

○石澤正広委員

これは、要は県中央広域圏に自治体が多く集まれば、その分、価格的には安くなるということですね。この黄色い県中央の部分から加入自治体が減るということもあり得ますか。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

この中で、水戸市なんですけれども、ここが一番人口も多くて量も多いところなんですけれども、こちらが自前のダムがありますので、今のところは県中央広域圏に入らない方向で示しているところです。

ただ、その代わり、県北広域圏の城里町、常陸大宮市、常陸太田市が新たに入るというところで、その辺のところの単価の設定、最終的にどの団体が入るかというのが分からないと、その最終的な単価が見えてこないの、そちらを県のほうにも最新の情報をいただきたいということでいろいろ情報を投げかけているところなのですが、12月にならないとどの団体が入るかという、ある程度の見込みが出てこないということです。ただ、水戸市が入らないというのは、やっぱり大きなところではあるので、そこ

は最新の情報が入り次第、こちらのシミュレーションをしたいというふうに考えています。

○石澤正広委員

そうしますと、水戸市が単独になって、そこを水戸市が抜けた分を城里町、常陸大宮市、常陸太田市が入ってくればいいですね。その段階でやっこの財政シミュレーションが出来上がってくるということですね。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

現在、水戸市を抜いたところでのシミュレーションというところではありますが、それぞれ井戸水とかでやっていますので、県から買う水がその中でもどのぐらい買うのかというのが、それぞれの市町村が県と協議をしているところですね。全水というと100%、全団体が県から買うということであれば、ある程度見えてくるのですが、そこは各団体がそれぞれ購入しているところなので、マックスの数値は出るかと思うんですけども、最終的な金額が見えてきていない。だから、その単価が毎回変わっているんで、確定的なところで今お示しすることができないような状況であります。

○佐藤文雄委員長

ほかに。

○鈴木貞行委員

広域連携ということで、連携した場合には県のほうの管轄ということだったのですが、施設とか水道管とかいろいろ老朽化してきた場合に、それは県のほうが全部、全額支払うようになるのですか。

○佐藤文雄委員長

財政の問題ですね。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

その事業を統合するまでについては、それぞれの市町村の老朽化の事業費というのが、各市町村の予算で見えていますので、その中で更新工事とかを行っていくということになります。

○上下水道部長（樋田浩幸君）

事業統合というのは、将来ですね。

○鈴木貞行委員

統合してからは、本市のほうは払わなくていいというのではないのか。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

事業統合すれば、予算も全部県の予算になりますので、職員の身分も県の職員という形になると思いますので、それを県が行うということになっていくと思います。

○上下水道部長（樋田浩幸君）

補足します。県になるか事業団になるか、まだここまでは決まてはいないと思いますので、県職ということになるか、石岡市のような事業団方式になろうかと思われま。

○鈴木貞行副委員長

委員長と交代します。

○佐藤文雄委員

私は、この問題はこの前の一般質問でかなり細かいところまでお話ししましたがけれども、いずれにしても、この県中央広域圏の当初の計画というのは24万トンなんです。今ほとんどその24万トンを満たさないような数字になってきて、これを全部それを当てはめようとすると、かなりの矛盾になってくるというのが、まず1つなんです。それは霞ヶ浦導水事業に関わってくるわけ。そうすると、霞ヶ浦導水事業のいわゆる仮勘定になっているものが、全部水道料金に跳ね返ってくるというところまでいっ

てしまうんだよね。だから、そこら辺がまず問題だということですよ。今、本市の県中央広域圏用水は、日量2,100立方メートルになっているね。それに4,600立方メートルの県南西広域圏用水だったのを、新治の浄水場を、廃止すると、その分を県中央からもらうようにしてくれということで、2,100立方メートルと4,600立方メートルで7,000立方メートルになるわけですね。もっと受け入れろというのは、いわゆるここに書いてあるけれども、約6,700立方メートルぐらいかな、地下水の6,000立方メートルぐらいか、6,000立方メートルぐらいはもう捨ててくれという状況になるという方向だと思うんだよね。これはどういうふうに、その方向で今進んでいるというふうに、これを見ると思うんだけど、確認ですが、いかがですか。

そして、本市のほうは今7,000立方メートルだけれども、それ以上、プラス6,700立方メートルぐらい受入れするしかないということなのかどうか。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

地下水の部分の話だと思いますけれども、県のほうにもある程度地下水を残せるのかどうかというのは、将来的にわたって残せるのかどうかというのは確認はしているところなのですが、県としてそれをもう絶対駄目だと言い切っていないところがありまして、本市でも判断がなかなか、どこの井戸を残すとか、全水を県用水に切り替えるというところがはっきりしないので、答えが出せない状況であります。

災害についての対応はどうするかというところで、やり方としては、水戸市のように貯水槽をそれぞれのところに何か所か設けるとか、やり方はいろいろあると思うので、その災害についてはそういう対応ができると思いますけれども、井戸を何か所か大きな井戸を少し残すというところで、県のほうがまだはっきりしていない、許可をずっと将来的にも出せるのかというところではっきりしていないところがあるので、そこは今から県と詰めていく必要があると考えています。

あと、県のほうで24万トンの水を試算として見ているので、収入で絶対その24万トンの収入、減価償却費を払うだけの収入はないとは思っています。そこについては、24万トンを例えば収入が見込めるだけの試算に減少させるというようなことを県のほうにやっていただいて、料金のほかの団体、県南地区とも合わせたような金額まで下げるように私たちは県のほうに訴えていきたいと考えています。

○佐藤文雄委員

数値的には7,000立方メートルになるわけでしょう。幾ら県中央広域圏から受水する予定になるんですか、6,700立方メートルなんですか、プラス、この資料に書いてある。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

全水、地下水を全部移行するとなれば、今の県南西広域圏、県中央広域圏の6,700立方メートルに6,000立方メートルをプラスされますので、1万2000立方メートルというふうに全水に切り替えればなります。ただ、井戸はどこを残す、残す場合にどうするのかというところで、将来的にもう許可を下ろさないということであれば、切り替えざるを得ないんで切り替えるということと、例えば、そうですね、そこは県のほうではっきりしていただきたいと思っていますので、再度、県と協議していききたいと思っています。

○佐藤文雄委員

この説明は大体分かりました。いろいろ私も言いたいことがありますけれども、それは置いておいて、3月、2月ですか、2月にこれに加入するかどうかという判断をしてくれと言われていたでしょう。でも、私たちのほうとしては、まだ水道事業計画がまだ未達というか、できていないと。それができるのが令和7年度だと言っていましたよね。そうすると、今回の2月での加入についての判断は、留保する

ということによろしいのですか。

○上下水道部長（槌田浩幸君）

今の段階で2月に入る、入らないの決断には至っていないところです、市の水道事業としてですね。2月はちょっと厳しいのかなと考えてはおりますが、政治判断も最終的にはある可能性もありますので、事務的な作業としては、市議会の皆様方にも説明しないといけませんし、2月に入るとはちょっと厳しいかなと。ただ、今回の法定協議会に加入するに当たりましては、議会議決は必要ないと聞いております。かといって議会を軽視するつもりはございませんので、きちんと説明をさせていただくという考えでおります。来年度といいましても、来年度の早い時期に判断せざるを得ないかという考えでおります。我々の計画のほうも令和7年度にはできますが、それでは間に合わない状況もございますので、出来上がっていく段階の部分と、あと県のほうからの資料を取り寄せて判断をしていくということになるかと、今の時点では思っております。

いずれにしても、この年明けから来年度の早い時期が、判断するに当たっては大切な時期になってくるかなと考えております。

○佐藤文雄委員

いずれにしても、水は命だね。私は、宮嶋市長の考え方については問題があると思っているんですよ。国の事業にしまえというふうに投げるといって、そういう発想は問題だと。つまり地方自治だから、その自治体で責任を持ていかないと、細かいところに行き届かない。いろいろな漏水の問題なり、この前もいろいろありましたよね。そういうところの対応なりが、今度はかなり遠くなるということになっちゃうし、災害になれば、余計、能登半島じゃないですが、災害では対応ができなくなるというのは間違いないんだよね。やはりきめ細かくやるためには、各地方自治体の特に市町村単位でどうこの水道事業を進めるかということの観点が必要。その構えが必要だし、そういう構えについては、その仕組みも公的な中身もやっぱりきちっとやっていかないとまずいんじゃないかなと私は思っています。ですから、今後もこの問題についてはやはりお互いにコミュニケーションを取りながら進めていけばと思います。

以上です。

○鈴木貞行副委員長

委員長を戻します。

○佐藤文雄委員長

あと、ほかにありますか。

○石澤正広委員

確認です。例えば地下水の部分で、県のほうで許可を出さないとええ、もう地下水は使えないということですよ、極論にいえば。

○上下水道課長（瀧ヶ崎卓也君）

許可が下りないということは、使えないということです。

○上下水道部長（槌田浩幸君）

補足します。水の今、広域化を進めているのは、県、2つの部局からでして、水政課というところと企業局、水は企業局から県水の受水しているんですけども、その規制をかけているのが、環境部門なので、県のほうでは分かれてはいるんですね。水を規制するというのは、水を飲ませないということではなくて、地盤沈下とか悪影響がないようなことでの規制をかけるということですので、県で進めている広域化の水を買ってほしいから規制をかけるということとは、そういうふうにはあってはきているん

ですけれども、もともとその規制をかけていたのは事実でございますので、今後、広域化に併せてその規制は厳しくなっていくことが考えられる。ただ、我々も佐藤委員から一般質問等をいただいていますけれども、震災等があったときにどう対応するのかというところは、県のほうにもお伝えをしているところです。だから、県のほうも経過分かっているんで、そこは厳しいと思います。

○佐藤文雄委員長

よろしいですか。

○石澤正広委員

はい。

○佐藤文雄委員長

地下水そのものは、やはり地盤沈下が大きな理由で地下水の規制があったと。今現在は、地盤沈下はもうない。大量の水をくみ上げるという状況ではなくなった。昔は、大量の水をくみ上げて地盤沈下をしたという事実があるんだけど、今はもう本当に水を少なくして、循環しながら使うというところが多くなっているんで、地盤沈下というのはもうほとんどないというのが現状だと私は聞いております。

いずれにしても、今言ったように、議会の議決は要らないんですよ。だから、ぱっと進められれば、進められちゃうけれども、私たちのほうの本当に命の水がどうなるかということでは、大変心配なところがありますので、お互いに情報交換を今後も続けていきたいと思います。

今後の方向について、樋田部長、お話しできますか。

○上下水道部長（樋田浩幸君）

新たな委員会の新たな委員も、このような概要説明も必要だと思われまし、新たに説明できるものがあれば、プラスして説明させていただくということになろうかと思います。

○佐藤文雄委員長

ありがとうございます。

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

それでは、ご質問もないようですので、本件を終結いたします。

それでは、執行部、退席して結構です。

暫時休憩いたします。 [午後 2時06分]

○佐藤文雄委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時06分]

以上で本日の日程は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

ないようですので、ここでお諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任していただきたいと存じますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

それでは、異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で本日の産業建設委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 2時07分

かすみがうら市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

産業建設委員会委員長 佐 藤 文 雄